

平成27年度第1回岸和田市環境審議会 会議録（要約）

承認		事務局						《開催日時・場所》	
会長	吉野委員	環境部長	環境保全課長	担当主幹	担当長	主査	担当員	平成27年7月30日(木) 14:00~16:00 岸和田市立中央地区公民館 4階多目的ホール	
済	済								
《出席者》 環境審議会委員：20名中15名									
大家委員	表委員	川瀬委員	佐久間委員	佐藤委員	鈴木委員	高原委員	竹中副会長	谷口委員	永野委員
○	○	—	—	○	○	—	○	—	○
西岡委員	野上委員	原委員	昼馬委員	松井委員	山田委員	横田委員	吉田会長	吉野委員	吉村委員
○	○	○	○	○	○	—	○	○	○
理事者・事務局	(理事者) 大原副市長、山本環境部長 (事務局) 環境保全課：黒石課長、倉橋担当主幹、坂本担当長、亀田主査、村井担当員 生活環境課：頓花課長 (オブザーバ) 株式会社地域計画建築研究所：畑中計画部長、伊藤研究員								
傍聴人	0名								
《案件概要》 <審議事項> ・岸和田市環境計画の改定について ・岸和田市環境保全条例に基づく汚水に係る規制基準（排出基準）に係る項目の許容限度の見直しについて									

《内 容》

別紙次第のとおり進行

● 開会

● 委嘱状交付

大原副市長より各委員に委嘱状を交付。

● 市長あいさつ

信貴市長公務のため、大原副市長による挨拶文の代読。

● 自己紹介

● 審議会会長及び副会長の選出

岸和田市環境審議会規則第4条の規定により、委員互選の結果、吉田委員を会長に、竹中委員を副会長に選出。

● 審議会会長及び副会長あいさつ

—・—・— 議 事 —・—・—

● 諮問

大原副市長より吉田会長へ諮問（諮問後、副市長退席）

● 議事録の確認委員の指名

議事録の確認は、吉田会長、吉野委員で行う。

● 審議事項1「岸和田市環境計画の改定について」

（会長）

1件目の「岸和田市環境計画の改定について」、事務局より説明をされたい。

〔事務局より説明〕

（会長）

資料1-4で説明のあった欠席委員の意見に対して、意見、質問があればお願いしたい。

（会長）

資料1-1、4ページの関連計画の位置づけに対する意見に対して、事務局は「緑の基本計画」の表記を見直すという考えであるが、委員の指摘は一般廃棄物、地球温暖化、生物多様性を含めて、総合計画を介して環境計画と関係づける図式に疑義を唱えているのではないかと。

（事務局）

それぞれの計画は、法に基づいて定められている。一般廃棄物、地球温暖化、生物多様性、緑の各計画は、環境計画の実行計画という性格を有すると考えるが、位置付けは、法令に基づく計画であり、市の計画すべての上位には総合計画が存在する。その上で、緑の基本計画を除く三つの計画については、関連計画を示す図中で、環境計画から分岐した計画として表している。緑の基本計画を同様に表すかどうか検討したい。

（会長）

何を検討するのか。

(事務局)

緑の基本計画は、環境の向上を目的の一つとしながら、施設の充実などの都市整備を内容としている。環境計画の実行計画と位置づけることが適切かどうか、担当部局と意見調整した上で判断したい。

(会長)

関連計画を示す図中で、環境計画からの分岐先に緑の基本計画を加えるか否かを検討するのか。

(事務局)

そのとおりである。

(委員)

資料1-1、7ページの「(5) 生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組」に、愛知ターゲットを書き加えるという意見に賛成である。当審議会でも、生物多様性地域戦略について審議し、昨年7月に答申をしている。岸和田市の状況を書き加えてはどうか。

(事務局)

資料1-1の10ページ以降にある「岸和田市の環境の現状と課題」または資料1-2の「岸和田市の環境の現況」に、本市の生物多様性地域戦略に関する情報を書き加えることを検討します。

(会長)

資料1-4の意見に対するものに拘わらず、意見、質問があればお願いしたい。

(委員)

資料1-1、4ページの環境計画の位置づけを再確認したい。環境計画は、法定計画や行政計画ではない。図1-1にある大阪府環境総合計画は、行政計画ではなく行動計画として位置づけられている。理由は、行政の施策のみでは環境を改善できないので、府民、事業者、行政がそれぞれ役割を担い、皆で環境を改善するという考えに立っている。図中で網掛けされた関連計画であるが、多くが行政計画である。行政計画の環境に関する内容を反映させることで、岸和田市全体の環境改善につながるか疑問である。図では、環境基本法、地方自治法、関連法令に基づく計画として捉えられる。行動計画であるという理念を、明確に位置づける必要があるのではないか。

(事務局)

行動計画であるという理念については、資料1-1の2ページ以降にある「計画策定の基本的考え方」において、環境保全条例を引用し、行政の施策のみで環境改善を実現できないこと、市民、事業者、行政の連携が必要であることを述べることで、行動計画としての位置づけを明示していると考えられる。

(委員)

行政が審議会に諮問する計画は、行政計画になる傾向がある。府条例、市条例には、計画的に環境の改善を進めるという記述があっても、皆で行動するという位置づけが弱い感がある。図中の関連計画には位置づけられないような、市民、事業者、行政の役割や産学官の役割を明記することで、皆の行動計画としての位置づけが明確になるのではないか。資料1-1、4ページの図では行政計画として捉えられ、内容が制約されると思われる。

(事務局)

資料1-1、4ページの図は、他の計画との関係性を図示したものに過ぎない。計画の理念を述べる2ページ~3ページの記述を、条例の抜粋だけでなく、皆の行動計画であることをより明確にする

形に改めたい。

(委員)

承知した。

(会長)

皆の行動計画であるということが明確になるよう、事務局には素案を修正願いたい。より適切な表現があるという意見でも、あればお願いしたい。

資料1-1の6ページに「地球温暖化の防止と資源構造の変化」とあるが、一般的に「資源構造」という言葉を用いるのか。

(事務局)

適切な言葉がないか再検討する。

(委員)

資料1-1、6ページ以降「第1節 環境を取り巻く社会情勢」の中にある、(3)①の表題「大気・水・土壌環境、化学物質への対策」が、節の標題や文の内容に合わない。また、同文中にあるPM2.5の記述が、資料1-2の資料編に存在しない。PM2.5の測定状況を尋ねる。

(事務局)

資料1-1、7ページの(3)①の表題については、適切な表現に改める。PM2.5については、出典元の平成25年度岸和田市環境白書に記述がない。計画策定時には、大阪府が継続監視を始めた平成26年度以降の情報を反映させたい。

(委員)

資料1-1の目次において、第1章第1節の「計画の背景」に続き、第2章で再度「計画の背景」が出現する。第1章で現状を述べ、第2章で計画策定の考えを述べる方が適切ではないか。

(事務局)

計画見直しの理由付けを明確にする意図で「計画の背景」を用いたが、複数の章で同一の標題を用いるのは適切ではないので、表現を見直す。

(委員)

資料1-1、5ページの「計画の期間」を、22ページの基本目標の後段に記述することで、よりわかりやすくなるのではないか。

(会長)

資料1-1、6ページ以降の記述は、内容が「現況と課題」から「具体的な取組」まで多岐に渡る。事務局には、委員の指摘を踏まえ、章の構成を再検討されたい。

他に意見はないか。

(委員)

資料1-1、10ページに「環境保全活動団体のネットワーク化」とあるが、「水辺における市民・事業者・市が連携した清掃活動」に津田川での活動は含まれないのか。

(事務局)

川の清掃を通じた環境の改善は、春木川・轟川に加え、津田川、牛滝川、松尾川でも取組が行われている。いずれも市民と市の連携によるものであり、加筆する必要がある。

(委員)

津田川の清掃を行う市民団体は、市の援助を極力求めず自主運営に努めている。同等に評価すべきである。

(会長)

市民団体については、計画に参画する当事者として可能な限り言及すべきである。事務局には、委員の指摘を踏まえ表現を見直されたい。

(委員)

昨年、漁協の協力を得て「大阪湾の歴史と文化を考える」という大学の演習を行った。春木川河口付近で採水と掘削を行ったが、ごみが多いと感じた。清掃活動で一時的にごみがなくなったが、新たにごみが生じたのか、清掃結果を評価分析しているのか。

(事務局)

河川管理者による清掃を含めた管理に限界がある中、地域や市民団体が中心になって府市と協力して年2回の清掃活動に取り組んでいる。かつて自然護岸で多様な生物が存在し、人々の生活にも身近な存在であった美しい川に近づけようという地域の思いが活動の背景にある。大人数が参加する清掃活動には回数に限りがあるが、地域や市民団体に意見を伝えたい。

(委員)

資料1-1、21ページの「生涯現役社会」について、環境の視点からどのように捉えているのか。

(事務局)

市の人口が減少する中で、教育を通じた環境保全の担い手づくりが必要となる。少子高齢化社会において、高齢者が担い手として重要な位置を占めるという意味で、生涯現役社会の実現が必要と理解している。

(委員)

前段の文章は、後段の「担い手を育成する」に係るのか。

(事務局)

そのとおりである。

(会長)

指摘のあった段落については、表現を見直されたい。

(委員)

資料1-1、5ページに環境要素として自然環境、生活環境、地球環境を挙げている。環境要素を的確に捉え、計画の対象を明確にする必要がある。

自然環境の「地形地質等」が施策にどのように結びつくのか、計画の対象とする自然景観を意図しているのであれば、正確さに欠けると思われる。市民・事業者・行政の役割と施策を論じる前提となる環境要素を精査されたい。

生活環境の「大気」に「騒音・振動」を含めているが、低周波の空気振動は別として、道路振動は大気に分類されるものではない。むしろ、アスベストを加えるべきである。「水」には水道水が含まれるが、環境要素としての的確な表現ではない。「水質」と表現すべきであり、地下水、河川、海、池沼の水質が対象になると思われる。「地盤」については、過去の地下水汲み上げによる地盤沈下を指していると思われるが、現在の岸和田に地盤沈下の問題が存在するのかどうか。急傾斜地の土砂崩れなど防

災面で地盤を捉えることができるが、環境要素に入れる必要があるか。対象から除くことを含めて検討すべきである。

地球環境の前に都市環境を論じるべきである。施策として類似しているが、問題発生の仕組みは異なるので、都市・地球環境としてはどうか。コンクリートやアスファルトで覆われた都市部特有のヒートアイランド現象がある。これは、温室効果ガスだけの問題ではない。都市緑化、省エネ、排熱削減などの対策を講じる必要がある。昨年の市民アンケートで、設問の選択肢に交通渋滞を加えていたが、排熱を伴う交通渋滞が都市の温暖化に影響することが知見として一般化している。渋滞を解消する交通対策、物流の効率化などの対策を施策として挙げるのであれば、環境要素を都市・地球環境とすべきである。

(事務局)

環境要素について再検討する。

(会長)

施策に対応する環境要素を表す必要があるとの指摘であった。改めて精査をお願いしたい。他に意見はないか。

(委員)

資料1-4の委員意見で、資料1-2、19ページの「人工的景観」を「人文的景観」としてはどうかという提案があった。近年、自然と人工を対立概念と捉えず、自然的景観や文化的景観と表現する傾向がある。文化財保護法は重要文化的景観という言葉を用いている。自然と人工を対立させるのではなく、自然的景観、文化的景観、都市的景観などの形で定義した方が記述しやすいのではないか。特に、文化的景観は重要度が増している。

(会長)

ただいまの意見について、事務局で検討されたい。

(委員)

資料1-1、23ページの「計画の体系」は、左列のビジョンから始まり、4つの基本目標、さらに取組や施策へと具体化され、よく整理されている。基本目標毎に指標を例示するだけでは、取組や施策に対する評価をすることはできない。列を一つ加えて、取組や施策毎に評価する指標を示してはどうか。

(事務局)

基本目標に示す指標は、把握可能と思われる範囲で挙げている。新たな指標については、調査や分析の可否を含めて、施策を担当する部局と協議のうえ検討したい。

(委員)

資料1-1、23ページの施策に「再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進」とあるが、資料1-2に記述がない。関連部局が必要な情報を有していると思われるので、指標として評価に用いることを検討されたい。

(委員)

計画でブナ林について触れているが、和泉山地にブナは存在しないと主張する声がある。存在するのか。

(事務局)

本州の南限近くに位置するブナ林として国の天然記念物に指定されている。保護に取り組む団体も存在する。

(会長)

次回、環境計画素案の全編について、改めて審議する。事務局には、本日の意見、庁内ヒアリングやワークショップの結果を踏まえて、素案づくりに取り組まれない。

● **審議事項2「岸和田市環境保全条例に基づく汚水に係る規制基準（排出基準）に係る項目の許容限度の見直しについて」**

(会長)

つづいて、「岸和田市環境保全条例に基づく汚水に係る規制基準（排出基準）に係る項目の許容限度の見直しについて」、事務局より説明されたい。

〔事務局より説明〕

(会長)

ただいまの説明に対して意見・質問があればお願いしたい。

(委員)

岸和田市内に、指定事業所、施設の届出者は存在するのか。

(事務局)

「指定事業所」の中にトリクロロエチレンを扱う事業所は存在しない。ただし、水質汚濁防止法が規制の対象とする「特定事業場」の中には、トリクロロエチレンを扱う事業場が存在する。

(委員)

承知した。

(会長)

委員から補足意見はないか。

(委員)

全国的にトリクロロエチレンを扱う事業所は減少傾向にある。基準見直しで事業に支障が生じる指定事業所がないのであれば問題ない。

(会長)

他に意見がないようだが、案のとおり見直すことに異議はないか。

<「異議なし」との声あり>

当審議会の意見を文書にまとめ答申する。

● **その他**

(会長)

その他ということで、意見があればお願いしたい。

(委員)

愛彩ランドの駐車場が混雑し、付近道路が渋滞することがある。渋滞により大気環境が悪化する。交通状況調査をしているのか。

(事務局)

環境保全課では愛彩ランド付近道路の交通量調査をしていない。

(委員)

愛彩ランド計画時に渋滞発生の可能性を指摘したが、駐車場を十分確保しているとのことだった。見通しに誤りがあったのではないか。

(事務局)

愛彩ランド周辺の事業を担当する部局に状況を尋ね、結果を報告する。

(会長)

市民公募委員の意見を伺いたい。

(委員)

以前、子ども会が行う通学路のごみ拾いに親子で参加したことがある。環境意識の向上につながる活動であると感じた。居住する地域のごみのポイ捨てが気になる。往来のある場所に割れた瓶やごみが散乱している。沿道に空き家が増えたことも原因ではないかと思う。

住みやすいまちにするには、一人ひとりが身近な環境を良くしていくことが必要である。

(会長)

ただいまの意見に対して、事務局何かあるか。

(事務局)

関連する施策として、平成25年7月にきれいなまちづくり条例を施行した。条例では、ごみのポイ捨て、ペットのふん放置、落書きをそれぞれ禁止するとともに、違反者に対する罰則を規定した。当面は啓発に力を入れながら、市民と協力して不法投棄等の防止に取り組みたい。

(会長)

きれいなまちづくり条例施行後、その効果を検証しているのか。

(事務局)

対象の行為に対する苦情は減少しているが、ペットのふん放置の苦情全体に占める割合が高くなっている。今後も、注意看板などの配布、飼い主へのごみ袋の配布など広報活動に努める。

(会長)

本日予定していた議事のすべてを終了した。委員各位の協力に感謝する。それでは進行を事務局にお返しする。

● 開会

(事務局)

これをもって本日の審議会を終了する。

以上